(4)

区内全中学校における 指定外就学基準の拡大(部活動)

~「やりたい部活動」のある学校への入学を希望できる機会を提供します~

【制度導入にあたって】

- ◆ 住所地により指定される進学先中学校にない部活動を行いたい場合に、当該部活動がある別の学校への入学を希望できる機会を提供します。
- ◆ 部活動は本市部活動指針*5に則って行われる学校の課外活動です。顧問の異動等により活動 内容に変動がある可能性があることを予めご理解ください。
- ◆ 学校選択制実施校においては、まず選択制による希望者が優先されます。

【実施時期】

平成27年4月から(入学時のみ)

【希望できる方】

区内中学校に入学する方(全校区)で、進学先中学校にない部活動を希望する方

【希望できる範囲】

区内全中学校

ご注意ください!

- (?) 新入学時のみ希望できます。(希望は第1希望のみ可能)
- (1) 抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校*3に就学していただきます。(通学区域校には必ず就学できます。)
- (1) 自転車通学はできません。
- *3「通学区域校」規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。
- *4「受入可能人数」学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定します。
- *5 「大阪市部活動指針」平成 25 年 10 月に教育委員会が策定した部活動に関する基本的なあり方を示したもの。 詳しくは、教育委員会事務局ホームページをご確認ください。

よくある質問とその回答 ④

Q1. 制度を使って学校を希望したい場合、手続きなどはどうすればいいのか?

制度の導入が決定すれば来年以降、秋頃に次年度入学予定者に対し「部活動一覧」を送付し、1月頃に「就学通知書」とともに送付する申請書を提出していただきます。詳しい流れは資料4をご参照ください。

Q2. 希望していた部活動が入学後廃部されたらどうするのか ?

部活動は課外活動であるとともに教員には異動があり、希望する部が必ず存続する訳ではないことを予めご了承ください。なお、入学後に廃部などで部活動を継続できない場合も、引き続き就学し続けることになります。原則として、入学後に学校を変更することはできません。

< 障がいのある児童生徒の就学について>

教育環境の再編に向けた取組に関して、障がいのある児童生徒の就学については、 早い時期から個別の就学相談を通じ子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の 意向を聴いて、丁寧な対応を行っていきます。

長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び 保護者の意向など個別のケースに応じた丁寧な対応を行っていきます。

